

電波監理審議会（第967回）議事要旨

1 日 時

平成23年6月14日（水）13:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) KDDI株式会社所属特定無線局の包括免許について

（諮問第15号）

審議の結果、諮問のとおり許可することが適当との答申をした。

【内容】

1. 5GHz帯LTE基地局の商用環境での動作等を検証するため、3GとLTEの両方式に対応した陸上移動局について、KDDI株式会社からの包括免許申請に対し許可を与えるもの。

(2) 日本放送協会放送受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

（諮問第16号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送受信料免除について、NHKが定期的に確認調査を行い、免除事由が存続しているこ

とが確認できない場合は受信料免除を終了するために、受信料免除基準及び放送受信規約の変更を行うもの。

また、アナログ放送終了後、受信者が必要事項を1年以内に届け出れば、NHKが確認を行った後、遡及して契約を終了し、受信料を返金することができるようにするなどの当該規約の変更を行うもの。

(3) 放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか9標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について (諮問第17号)

審議の結果、諮問のとおり改正及び制定することが適当との答申をした。

【内容】

平成22年12月3日の放送法等の一部を改正する法律の公布により、新放送法において放送の安全・信頼性と品質の技術基準、それらの適合維持義務に関する規定が設けられたため、関係規定の整備を行うもの。

(4) その他

伝搬障害防止区域の指定及びWireless City Planning株式会社に係る特定基地局の開設計画の変更認定について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)